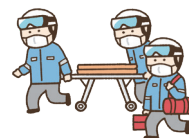


命を守るマイナ救急が始まります



もしもに備えてマイナ保険証を持ち歩きましょう

問合せ／宇佐消防署 救急係（☎ 32-0119）



市消防本部では、総務省消防庁と連携して、健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカード（マイナ保険証）を活用した救急活動を開始します。この救急活動は全国の救急隊も取り組んでいて、救急業務の迅速化と円滑化につながるシステム構築を目指しています。運用の開始時期は、タブレット端末などの準備が整い次第、お知らせします。

マイナ救急Q & A

Q マイナ救急って何？

A 救急活動にかかる時間短縮と負担軽減を目指す取り組みです！



119 番通報を受けた救急隊は、傷病者やその家族などから情報を聞き取り、搬送する病院の選定などを行います。しかし、苦しむ傷病者や慌てる家族から正確に情報を聞き取ることは難しく、救急活動が長引くことで症状の悪化につながる可能性もあります。

このような課題を解決するため、救急隊が傷病者のマイナ保険証を活用することで、救急搬送を始めるまでの時間を縮め、傷病者への負担を軽くする取り組みです。

Q マイナンバーカードは持ち歩いていいの？落としたり無くしたりしたらどうしよう…！

A マイナンバーカードは持ち歩いても大丈夫です！

カードのICチップには、税や年金などの情報は記録されません。また、カードを不正に利用しようとする、カードがロックされるなど他人が悪用できないような仕組みになっています。

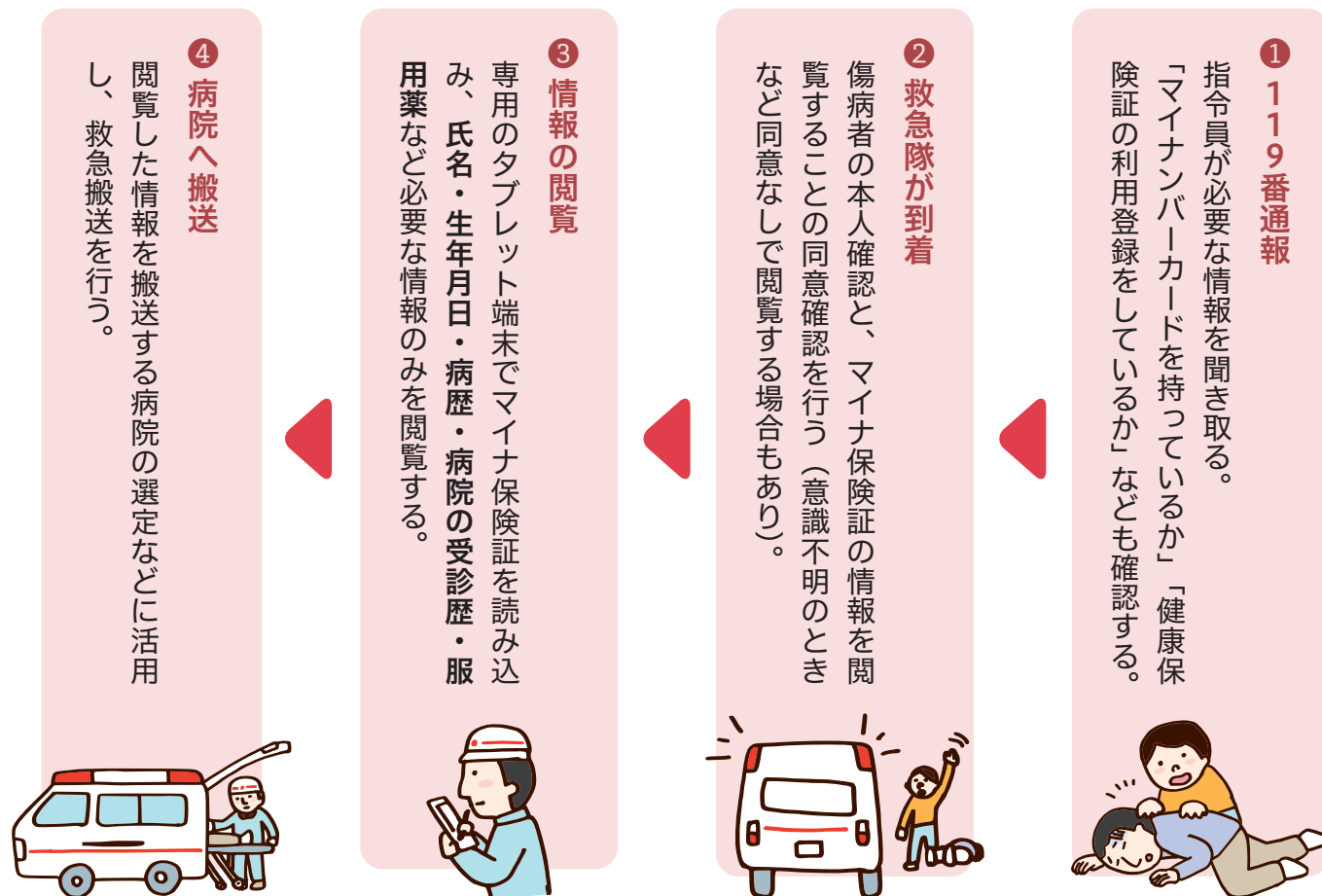
カードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 0120-95-0178）で 24 時間 365 日受け付けています。

Q 自分以外の人にマイナンバーを知られても大丈夫なの？

A マイナ救急では 12 桁のマイナンバーは使用しません！

救急隊員はカードリーダーを使用して専用システムから情報を読み込むため、12 桁の数字は使用しません。また、他人にマイナンバーを知られても、個人情報を調べることはできません。

マイナ保険証を使った救急搬送の流れ



※マイナンバーカードを持っていない場合や健康保険証の利用登録をしていない場合、情報の閲覧に同意しない場合などは、通常通りの救急業務を行います。マイナ保険証を提示しないことで不利な対応を受けることはありません。

マイナ保険証を救急活動に活用することで、より早い搬送先の選定や適切な応急処置ができ、搬送先の病院でも治療の事前準備に取りかかれます。もしものときに備えて、マイナンバーカードの取得と健康保険証の利用登録、そして、普段からの持ち歩きにご協力をお願いします。

【要予約】マイナンバーカードの手続きは休日開庁のご利用が便利です

マイナンバーカードには有効期限があり、更新の手続きが必要です。令和7年は更新の時期を迎える方が多いため、平日は窓口が非常に混雑し、待ち時間が長くなることが予想されます。事前予約制の休日開庁は少ない待ち時間で手続きができますので、ぜひご利用ください。

※マイナンバー以外の手続きはできません。

日時 5月17日(土)、25日(日)、6月14日(土)、29日(日) 9:00～12:00

場所 市役所本庁1階 市民課

申込・問合せ 市民課 窓口サービス係 (☎ 27-8126)

